

御所市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の概要

1 制定の理由・目的

2012（平成24）年度に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により太陽光発電設備の設置が全国的に普及しています。また、政府が2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」（脱炭素社会の実現）を目標に掲げたことを受け、本市においても太陽光発電設備の導入拡大がさらに進むことが見込まれます。

地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの重要性が高まっていますが、事業区域における不適切な設置や近隣住民への説明不足等によりトラブルとなる事例が相次ぐなど、太陽光発電設備の設置に対する不安や懸念の声が広がっています。

こうした背景を踏まえ、本市では、地上設置型の太陽光発電設備の設置及び管理に関する明確なルールを定めることにより、市民の安全な生活と本市の良好な環境に寄与することを目的として条例を制定しました。

2 条例案の骨子

(1) 条例適用の範囲

発電出力が10kw以上の太陽光発電設備を対象とします。ただし、建築物の屋根等に設置するものを除きます。

(2) 事業禁止区域の設定

災害防止の観点から、次の区域を設置ができない区域に指定します。

- 砂防法の「砂防指定地」
- 森林法の「保安林」
- 地すべり等防止法の「地すべり防止区域」
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の「急傾斜地崩壊危険区域」
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の「土砂災害特別警戒区域」

(3) 抑制区域の設定

次の事由により設置が望ましくない区域において、事業者に対し、事業を実施しないよう協力を求めます。詳細な区域（ゾーニング）は、規則で別に指定します。

- 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある。
「宅地造成工事規制区域」「河川区域・河川保全区域」「土砂災害警戒区域」
- 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている。
「国定公園」「景観保全地区」
- 歴史的又は郷土的な特色を有している。
「国・県・市の文化財が所在する区域」「埋蔵文化財包蔵地」
- 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される。
「農用地区域」「第1種農地」

○ 豊かな自然環境が保たれ、地域の貴重な資源として認められる。

「鳥獣保護区」

○ 良好な住宅・住環境が保たれている。

「第一種住居地域」「第二種住居地域」「近隣商業地域」「商業地域」

「準工業地域」

(4) 説明会の実施

事業者に対し、具体的な事業計画について、地域住民等を対象にした説明会の開催を義務付けます。

(5) 届出制

事業者に対し、事業着手の 60 日前までの届出を義務付けます。

(6) 設置基準の設定

適正な設置及び管理を促すため、次のとおり設置基準を設けます。抑制区域にあつては、設置基準の遵守を義務付けます。基準の詳細は、規則で別に定めます。

○ 災害発生防止に関する事項

○ 事業区域と周辺区域における自然環境及び生活環境の保全に関する事項

○ 構造の安全性に関する事項

○ 維持管理及び事業終了後の措置に関する事項

○ その他市長が必要と認める事項

(7) 事業終了後の措置

事業者に対し、事業終了後の届出を義務付けるほか、速やかに太陽光発電設備の撤去・処理を行えるよう、積立て等の方法による費用の確保を義務付けます。

(8) 報告徴収・立入検査

条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告又は資料の提出を求め、市職員が事業区域等に立入検査を行えるものとします。

(9) 命令

事業禁止区域で事業を実施した場合は、事業者に対し、改善措置命令を行います。

(10) 指導・勧告

届出義務違反や正当な理由なく指導に従わない場合は、事業者に対し、適切な措置を講じるよう勧告を行います。

(11) 公表

命令又は勧告に従わない場合は、事業者名等を公表し、国・県に報告します。違反事業者は、経済産業省から FIT 法の認定が取り消される場合があります。

3 施行日

令和 3 年 6 月 1 日から施行します。

既に設置・着手している事業については、一部の規定を適用対象外とするなど経過措置を講じます。